2024年5月13日

吸収分割に係る事前開示事項
（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長　増田　寛也

日本郵政株式会社（以下、「甲」といいます。）は、甲の完全子会社である日本郵政建築株式会社（以下、「乙」といいます。）との間で2024年5月13日に吸収分割契約を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割により、甲の子会社である日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険等に対して行う不動産の管理等に関する業務を乙に承継させることといたしました（以下、「本分割」といいます。）。

つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した電磁的記録を備え置くことといたします。

記

１．吸収分割契約の内容（法第782条第1項第2号）

別添資料のとおりです。

２．法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本分割に際し、乙は普通株式1株を新たに発行し、甲に対して割当て交付いたします。

甲に対して交付される株式の数につきましては、乙が甲の完全子会社であり、また、本分割に際して乙が発行する株式の全てが甲に交付されることから、本分割の前後で甲の純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、甲及び乙が協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

また、乙が本分割に際して増加させる資本金、資本準備金等の額は、本分割後における乙の事業内容及び甲から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

３．法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

４．法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（当該新株予約権に係る事項に限る。）（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

５．吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（１）成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

資産の部		負債の部	
流動資産	2 億円	流動負債	0 億円
固定資産	0 億円	固定負債	0 億円
		純資産の部	
		資本金	1 億円
		資本準備金	1 億円

（２）成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

（３）成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

６．吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

７．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

甲は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以後における甲の債務及び本分割により乙に承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

（１）甲の債務の履行の見込みについて

① 甲の 2023 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ金 5,733,234 百万円及び金 180,570 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

② 本分割により甲が乙に対して承継させる資産及び負債の状況、2023 年 9 月 30 日から現在に

至るまでの甲の資産及び負債の状況並びに本分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本分割の効力発生日における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

③　その他、甲の本分割後の事業活動において予想される甲の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュ・フロー等について検討いたしましたが、甲の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。

④　以上から、甲は、本分割の効力発生日以後における甲の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）乙に承継させる債務の履行の見込みについて

①　乙の 2024 年 4 月 1 日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ金 200 百万円及び金 0 円です。

②　本分割により乙が甲から承継する資産及び負債の状況、2024 年 4 月 1 日から現在に至るまでの乙の資産及び負債の状況並びに本分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本分割の効力発生日における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

③　その他、乙の本分割後の事業活動において予想される乙の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュ・フロー等について検討いたしましたが、本分割により乙に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。

④　以上から、甲は、本分割の効力発生日以後において、本分割により乙に承継させる債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

⑤　なお、本分割により乙が甲から承継する債務は、併存的債務引受の方法によって承継されるため、当該債務に関する債権者が本分割によって不利益を受けることはありません。

以上

別　添

吸収分割契約書

日本郵政株式会社（住所：東京都千代田区大手町二丁目３番１号、以下「甲」という。）と日本郵政建築株式会社（住所：東京都千代田区大手町二丁目３番１号、以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、甲の営む別紙１記載の事業（以下「分割対象事業」という。）に関して有する資産及び負債並びに権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、会社法第 757 条に規定する吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第２条（分割により承継させる資産・負債、権利義務）

甲は、本件分割に際し、別紙２「承継資産等明細表」記載の分割対象事業に関する資産及び負債並びに権利義務を、第７条の効力発生日において乙に承継させる。

２　本件分割により甲が乙に承継させる資産及び負債の評価は、2024 年 6 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする。

３　甲から乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第３条（分割に際して交付する株式）

乙は、本件分割に際して、本件分割により承継する資産及び負債並びに権利義務の対価として、普通株式１株を発行し、甲に交付する。

第４条（増加する乙の資本金、資本準備金等の額）

本件分割により乙において増加する資本金、資本準備金等の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金の額　　0 円
(2)　資本準備金の額　　0 円
(3)　その他資本剰余金の額　　会社計算規則第 37 条第 1 項に定める株主資本等変動額
(4)　利益準備金の額　　0 円

第５条（簡易分割）

甲は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、本契約について株主総会の承認を経ずに本件分割を行う。

第６条（管理執行義務）

甲及び乙は、本契約締結後、第７条の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに資産及び負債の管理・運営を行う。甲が分割対象事業に関する資産若しくは負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め乙と協議の上、行うものとする。

第７条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2024 年 7 月 1 日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第８条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第９条（条件の変更、契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までにおいて、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは負債の状態又は経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本件分割の効力）

本件分割は、甲が法令に定める関係官庁の認可を得た上で、第７条の効力発生日において、その効力が生じる。

第 11 条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、定める。

本契約の成立の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2024 年 5 月 13 日

甲：　東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長　　増田　寛也

乙：　東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
日本郵政建築株式会社
代表取締役社長　　倉田　泰樹

別紙１

分割対象事業

○甲の分割対象事業

日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下、合わせて「事業子会社」という。）等に対して行う不動産の管理等に関する以下の業務を対象とする。

・事業子会社等が現に所有若しくは賃貸借するか、又は将来所有若しくは賃貸借することとなる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関する、管理、整備計画、運営維持又は設計・工事監理等の業務の支援等

以上

別紙２

承継資産等明細表

乙が効力発生日において本件分割により甲から承継する資産及び負債並びに権利義務については、次に定めるとおりとし、資産及び負債の評価については、2024 年 6 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする。

（１）資産

① 流動資産

分割対象事業に属する貯蔵品、前払費用、未成工事支出金等の流動資産

② 固定資産

ア　分割対象事業に属する保証金、建物、建物附属設備、器具及び備品等の有形固定資産

イ　分割対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

（２）負債

・ 固定負債

分割対象事業に属する預り金（契約保証金）

（３）契約（雇用契約を除く）

分割対象事業に属する甲が締結している契約及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。

（４）雇用契約

分割対象事業に属する甲が締結している以下の社員との間の雇用契約及びこれらの契約に基づく一切の権利義務。

① 期間雇用社員

② アソシエイト社員

（５）知的財産権

分割対象事業に属する著作権及び特許権。

以上